

旧二島幼稚園貸付け事業公募型プロポーザル実施要領

1 目的

山口市が所有する旧二島幼稚園の土地及び同土地上に所在する建物、工作物等（以下「本施設」という。）について、山口市農山村エリア居住促進計画における地域拠点形成促進区域に位置していることを踏まえた貸付けによる利活用を図るため、公募型プロポーザル方式による随意契約により契約候補者を選定する。

2 事業の概要

(1) 事業名称

旧二島幼稚園貸付け事業

(2) 事業内容

別紙「旧二島幼稚園貸付け事業に係る仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

3 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

4 公募型プロポーザル参加資格

本プロポーザルに応募できる者は、次の条件を全て満たす法人、団体又は個人事業主とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4で規定する一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者等でないこと。
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づき更生手続開始の申立てをし、又は申立てがなされている者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更生又は更生手続を行っている法人でないこと。
- (4) 銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断される法人でないこと。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員に該当しないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (7) 市町村税（特別区においては、区税及び都税）を滞納していない者であること。

- ア 法人の場合は、山口市と契約を締結する本店又は委任先の支店・営業所等（以下「契約本店・営業所」という。）の所在地の市町村（東京23区は、都）における全ての税目を対象とする。また、山口市外に契約本店・営業所を置く法人で、山口市内に有する事務所（支店、営業所、連絡所など）がある場合は、上記に加えて山口市における全ての税目も対象とする。
- イ 団体の場合は代表者、個人事業主の場合は本人の居住地の市町村（東京23区は、区及び都）における全ての税目を対象とする。

5 スケジュール

実施要領等の公表	令和7年10月14日（火）
参加意向申出書の受付期間	令和7年10月14日（火）～11月4日（火）
質問受付期間	令和7年10月14日（火）～10月24日（金）
現地見学会	令和7年10月22日（水）
質問に対する回答期限	令和7年10月28日（火）
企画提案書等の受付期間	令和7年11月5日（水）～11月12日（水）
プレゼンテーション	令和7年11月14日（金）
契約締結（予定）	令和7年11月中旬

6 プロポーザル参加意向申出書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、以下のとおり提出すること。

（1）提出様式

- ア 参加意向申出書（様式第1号）
- イ 誓約書（様式第2号）
- ウ 法人、団体又は個人事業主であることを証するもの
- ・ 法人は、法人登記事項証明書（履歴事項全部証明書）と印鑑証明書
 - ・ 団体は、代表者の身分証明書と規約、規程等及び代表者の印鑑登録証明書
 - ・ 個人事業主は、開業届出書の写し、本人の身分証明書及び印鑑登録証明書
- エ 市町村税（特別区においては、区税及び都税）の「滞納の無いことの証明書」又は全ての税目の「納税証明書」

（2）提出期限

令和7年11月4日（火）午後5時まで

（3）提出方法

電子メール（提出期限内必着）

※ 誓約書の原本は、別途企画提案書等の提出時に提出すること。

山口市 総務部 行政経営課 施設・財産マネジメント担当

E-mail: gyosei@city.yamaguchi.lg.jp

※ 件名は「旧二島幼稚園貸付け事業に係る参加意向申出」とすること。

(4) 参加資格の通知等

参加資格意向申出書の提出があったものについては、その参加資格を確認し、速やかに結果を通知する。また、参加資格を有する者には、併せて企画提案書等の提出を要請する。

7 質問及び回答

質問がある場合は、以下のとおり提出すること。

(1) 質問の提出方法

ア 提出様式

質問書（様式第8号）

イ 提出期限

令和7年10月24日（金）午後5時まで

ウ 提出方法

電子メール（提出期限内必着）

※ 電子メール以外の方法や指定様式以外での質問及び期限を過ぎた質問は受け付けない。

山口市 総務部 行政経営課 施設・財産マネジメント担当

E-mail: gyosei@city.yamaguchi.lg.jp

※ 件名は「旧二島幼稚園貸付け事業に係る質問書」とすること。

(2) 質問に対する回答

質問に対する回答は、質問者名をふせて、令和7年10月28日（火）までに市公式ウェブサイト内で公表する。ただし、簡易な質問等については、市公式ウェブサイトで公表せず、電話等により個別に回答する。

8 現地見学会

現地見学会の参加希望がある場合は、以下のとおり提出すること。

(1) 開催日時

令和7年10月22日（水）午後2時から午後4時まで

(2) 参加申込期限

令和7年10月21日（火）午後5時まで

(3) 提出方法

電子メール（提出期限内必着）

山口市 総務部 行政経営課 施設・財産マネジメント担当

E-mail: gyosei@city.yamaguchi.lg.jp

※ 件名は「旧二島幼稚園貸付け事業に係る現地見学会」とすること。

※ 参加を希望する人数、氏名、代表者の携帯電話番号を明記すること。

(4) 注意事項

- ア 参加申し込みがない場合、現地見学会は実施しない。
- イ 指定された日時以外の敷地外からの見学については特に期間を設けないが、本施設の敷地内への立ち入りはしないこと。
- ウ 見学にあたっては、二島地域交流センター（山口市秋穂二島5990番地）の駐車場を使用すること。

9 企画提案書の提出

(1) 提出書類

- ア 企画提案書（様式第5号）
- イ 事業者概要書（様式第6号）
- ウ 事業計画書（任意様式）
※ 別紙「旧二島幼稚園貸付け事業プロポーザル評価基準」の①事業コンセプト②導入機能③施設④地域活性化⑤事業遂行力が明確にわかるものとする。
- エ 収支計画書（貸付期間）（任意様式）
- オ 土地及び建物利用計画図（任意様式）
- カ 価格提案書（様式第7号）
- キ 直近3期分の決算書（貸借対照表、損益計算書、事業報告書、その他これらに準ずる書類）※開業から1期を経過しておらず決算書がない場合は不要

(2) 企画提案書に関する留意事項

- ア 具体的な計画を伴った実現可能な提案であること。
- イ 既存施設や地域資源等を生かし、地域の活性化や発展が期待できる提案であること。
- ウ 建築及び開発に関する法令等（地方公共団体の条例及び規則を含む。）を遵守した提案であること。（提案について、事前に法令の適否を確認しておくこと。）

(3) 書類作成上の留意事項

- ア 具体的な内容を把握することができるよう、図や表などを用いて、事業の内容や事業展開を分かりやすく記載すること。
- イ 文字サイズは11ポイント以上とする。ただし、図表中に使用する文字についてはこの限りでない。
- ウ A4版を原則とする。資料の都合上、部分的にA3版を使用する場合は、片袖折にして綴じ込むこと。
- エ 企画提案書等を上記（1）ア～キの順番に並べてフラットファイルに綴じ、インデックスを貼ること。（ア、カは、1部を除いて写しで可とする。）

(4) 提出方法及び部数

持参又は郵送（提出期限内必着）により7部（正本1部、副本6部）

(5) 提出期限

令和7年11月12日（水）まで

持参する場合は、平日午前8時30分から午後5時まで

郵送する場合は、配達証明付書留郵便とすること。

(6) 提出先

〒753-8650 山口市亀山町2番1号（山口市役所本庁舎（山口総合支所）4階）

山口市 総務部 行政経営課 施設・財産マネジメント担当

電話番号：083-934-2956

E-mail：gyosei@city.yamaguchi.lg.jp

(7) その他

参加意向申出書を提出しても、提出期限までに企画提案書等の提出がない場合は、参加を辞退したものとみなす。

10 契約候補者の選定

(1) 選定方法

企画提案書等及びプレゼンテーションを踏まえ、あらかじめ定めた提案の評価基準に従い、旧二島幼稚園貸付け事業評価委員会（以下、「評価委員会」という。）において審議し、最も高い評価点数を得た者を契約候補者、次に高い者を次点者として選定する。ただし、最も高い評価点数が、市の求める最低水準（得点総計の6割）に達していない場合は、この限りでない。

また、最も高い評価点数を獲得した提案者が複数となった場合は、各評価委員の最高評価点を獲得した数が多い提案者とし、この場合においても同数となった場合には、同数の提案者の中から、多数決により選定する。

(2) 評価基準

別紙「旧二島幼稚園貸付け事業プロポーザル評価基準」に基づき、企画提案書等及びプレゼンテーションの内容を踏まえて評価を行う。

(3) プレゼンテーションの実施

ア 開催日時

令和7年11月14日（金）

イ 実施場所

山口市役所本庁舎（山口総合支所）4階 401会議室

※ 時間等は、提案者に別途連絡する。

ウ 実施時間

50分以内（提案説明30分以内、質疑応答20分以内）

エ 出席者

3名以内

オ その他

- ・ プレゼンテーションの順番は企画提案書等の提出順とする。
- ・ モニター及びHDMIケーブルについては、山口市において用意する。なお、接続するパソコン等については、提案者が用意すること。また、インターネット環境については、必要に応じて提案者において用意すること。
- ・ 企画提案書に基づいた内容とし、追加での提案説明や資料配布は認めない。

(4) 審査結果の通知

提案者全てに対し、結果通知書により通知するほか、市公式ウェブサイトで公表する。

なお、結果通知の内容に対する異議申立てについては、一切応じない。

1 1 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出方法、提出先及び提出期限の各要件に適合しない場合
- (2) 提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不正な行為を行った場合
- (5) その他、社会通念に照らし失格に当たる事由があると認められる場合

1 2 契約の締結

- (1) 市が「1 0 契約候補者の選定」で選定した契約候補者と協議し、契約手続きを進めるものとする。
- (2) 契約候補者が参加資格を満たさないことが判明した場合、失格事項に該当した場合又はその他の理由により契約の締結が不可能となった場合は、選定結果の次点の者と順次協議し、契約を締結できるものとする。
- (3) 本契約締結後、次の項目に該当する場合は、市はこの契約を解除することができる。この場合において、賃借人に損害が生じても、賃借人は市に対して損害賠償その他の請求及び異議、苦情の申し立てはできない。
 - ア 賃借人が契約に定める義務に違反したとき。
 - イ 法令の変更、天災及びその他市又は賃借人の責めに帰すことのできない事由により、本施設が使用できなくなったとき。

1 3 その他留意事項

- (1) 提案者は、複数の提案をすることはできない。
- (2) 応募に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提案者は、プロポーザル参加意向申出書の提出をもって、実施要領等の記載内容及び条件を承諾したものとみなす。
- (4) 企画提案書等の書類は返却しない。
- (5) 企画提案書等について、提出期限以後の書類の提出、再提出、記載内容の修正及び変更は認めない。
- (6) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、山口市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合がある。
- (7) 提案者が1 者の場合でも本プロポーザルを実施する。

1 4 応募・問合せ先

〒753-8650 山口市亀山町2番1号（山口市役所本庁舎（山口総合支所）4階）

山口市 総務部 行政経営課 施設・財産マネジメント担当

電話番号：083-934-2956

E-mail：gyosei@city.yamaguchi.lg.jp